

7. 事業者の指定・更新・取り消し等及び
勧告・改善命令について

7. 事業者の指定・更新・取り消し等及び勧告・改善命令について

指定の停止の権限の追加、指定の取消の要件の見直し

改正前の介護保険法では、都道府県知事は、指定事業者の指定について「指定の取消」という方法でしか、その効力を失わせることができなかった。このため、不適正なサービスが行われていることが判明し、緊急的な措置として、不適正な部分のみサービスの提供を停止させたい場合に、柔軟な対応を行うことが困難であった。また、都道府県知事が指定事業者について不正を認めた場合でも、指定の取消を行うまで一定の時間を要するため、その間、事業者が不適正なサービス提供を行い、不正に介護報酬を請求していても、これを止めさせる手段がなく、その他にも、不適正なサービス提供に基づく不正な介護報酬の請求を緊急的に止めさせるために指定の取消しを行ってしまうと、事業者そのものが消滅するため不正請求の事実の証拠固めをするための報告徴収や検査を十分に行うことができなくなってしまう等の問題があった。

このため、今回の改正により、都道府県知事が不正な運営をしている指定事業者を確認した場合に、緊急的に不適正なサービス提供に基づく介護報酬の請求を停止させるなど、適切な対応を講じることができるよう、指定の全部又は一部の効力の停止を行うことができるようになった。

また、介護サービスの質を確保する観点から、①介護サービスの事業規制については、老人福祉法、医療法及び社会福祉法で定められ、保険給付の規制と事業の規制とが一体的に講じられることで質の確保が図られているため、これら老人福祉法等の規定に基づき処分を受けた場合、②指定事業者（指定事業者が法人の場合にはその役員等を含む。）が、当該指定を受けているサービスだけでなく、介護保険法に基づく他のサービス（居宅サービス等）において不正又は著しく不当な行為を行った場合、③指定事業者の役員等のうちに、指定を取り消された他の事業者の役員等であってもその取消から5年を経過しないものがある場合、については指定の全部又は一部の効力の停止を行うことができるようになった。

〔 第77条、第78条の9、第84条、第92条、第104条、
第114条、第115条の8、第115条の17、第115条の26 〕

勧告・命令等の権限の追加

改正前の介護保険法では、都道府県知事は、不正を行う指定事業者に対する強制力のある行政処分の方法として、「指定の取消」しか手段がなく、指定の取消に至る前の実効性のある改善指導の手段が限られていたところ。

このため、都道府県知事が、より実態に即した指導監督や行政処分を行うことができるよう、指定の取消に加えて、指導監査の仕組みを新たに規定した。

- ① 都道府県知事は、指定事業者が指定基準に定める従業者の員数を満たしておらず、又は設備及び運営に関する基準に従って適正な運営をしていないと認めるときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、基準を遵守すべきことを勧告することができる。
- ② 都道府県知事は、指定事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- ③ 都道府県知事は、勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- ④ 都道府県知事は、③の命令をした場合には、利用者の適切なサービス選択の機会を確保するため、その旨を公示しなければならないこととする。

また地域密着型サービスについても、市町村長が同様の権限を行うことができることとした。

〔 第 76 条の 2、第 78 条の 8、第 83 条の 2、第 91 条の 2、
第 103 条、第 113 条の 2、第 115 条の 7、第 115 条の 16、
第 115 条の 25 〕

市町村の事業者への立入権限の付与

改正前の介護保険法においては、市町村は、保険給付に関して必要があると認められるときは、事業者等に対して、「文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる」（法第 23 条）こととされ、「求め」「依頼」は可能であるが、「立入」等の権限はないことから保険給付の内容をチェックする際に十分な対応が困難な場合もあった。

また、サービス提供事業者が年々増加し、不正請求等による取消事例も増えているが、指導監査を行う都道府県の事務体制は十分とはいえず、市町村が指導監査の要請をしても、適切な対応がなされない場合もあった。

こうしたことを踏まえ、今回の改正により、保険者機能の強化を図るため、指定サービス事業者関係については都道府県が事業者への立入権限を有することを明記し、保険者たる市町村にも、都道府県と同等の権限を与え、指定サービス事業者関係以外については保険者たる市町村に立入権限を与えた。なお、立ち入り等を拒否した場合の罰則規定についても整備した。

- ・ 指定サービス事業者関係

〔 法第 76 条、第 78 条の 6、第 83 条、第 90 条、
第 100 条、第 112 条、第 115 条の 6、第 115 条の 15、
第 115 条の 24 の改正関係 〕

- ・ 指定サービス事業者関係以外

〔 法第 42 条、第 42 条の 3、第 45 条、第 47 条、第 49 条
第 54 条、第 54 条の 3、第 57 条、第 59 条の改正関係 〕

- ・ 罰則関係

〔 法第 209 条の改正内容 〕

事業者の責務規定の追加

介護保険のサービスは、利用者が要介護状態であり心身に障害を有する高齢者であること、利用者は施設を生活の場としており他に生活の場となる住居を持たない場合もあること、などの特殊性があり、利用者と事業者及び施設との立場が対等ではないことが多い。また、事業者及び施設は、介護サービスの提供に関して多くの情報や知識を有しているのに対し、利用者はそれと同程度の情報や知識を持ち合わせていないことがある。

このようなサービスについての利用者と事業者との間の契約は、事業者がより高い意識と専門性をもって利用者のためにサービスを提供するという、利用者と事業者との信頼関係が前提にあって成り立っているものである。

したがって、事業者及び施設は、サービスの提供に当たっては、保険給付に係る基準を遵守することはもとより、そのサービスに関する専門家として求められる注意義務と、利用者の意思や立場を常に尊重する忠実義務が当然に求められるものである。

こうしたことを踏まえ、今回の改正においては、介護保険の事業者及び施設について、

- ①サービスの提供に際しては、その職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行う者が同様の状況の下で払う注意に相当する注意を払わなければならないこと
 - ②要介護者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者等のため忠実にその職務を遂行しなければならないこと
- を義務として規定し、これらの義務に違反したと認められるときは、都道府県知事がその指定を取り消すことなどができることとした。

〔 第 74 条、第 78 条の 4、第 81 条、第 88 条、第 97 条、
第 110 条、第 115 条の 4、第 115 条の 13、第 115 条の 22 〕

介護サービス事業者の情報の公表の義務付け

介護保険のサービスは、要介護者高齢者等に提供するサービスであり、利用者は情報の入手等において事業者と実質的に対等な立場で対峙することが困難な場合がある。利用者が適切なサービスを利用できない場合、その心身の機能の低下などが考えられることから、事業者に対し、介護サービスの内容及び運営状況に関する情報のうち、利用者である要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを選択するために必要なものの公表を義務付ける仕組みを整備した。

情報の公表の義務付けについては、事業者は、介護サービスの提供開始時及び毎年1回、事業所の所在地を管轄する都道府県知事に公表すべき情報（「介護サービス情報」）を報告しなければならないこととされている。都道府県知事は、当該報告のうち厚生労働省令で定めるもの（客観的に調査することが必要な情報を定める）について、その内容が正しいかどうかを客観的に確認するため、調査を行った後に、当該情報を公表する。

なお、都道府県知事は、事業者が介護サービス情報を報告しない場合、虚偽の報告をした場合や調査を受けない場合又は調査の実施を妨げた場合は、期間を定めて、当該事業者に対し、その報告を行い、調査を受けることなどを命じることができることとした。また、事業者がその命令に従わないときは、都道府県知事は、指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止できることとした。

また、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者については、市町村に指定の取消等の権限があることから、都道府県知事は、これらの事業者に対し調査を受けることを命じたとき等の場合には、その旨を市町村長に通知しなければならないこととした。

〔 第 115 条の 29 〕

市町村の事業状況に関する報告義務

厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護保険法第 197 条にもとづき、市町村に対し事業状況に関する報告を求めることができる。当該規定にもとづき、給付費情報の状況報告等、必要な報告徴収を行っているところである。しかしながら、老人保健法、国民健康保険法においては、そうした事業状況について報告義務を課す規定が別にあり、介護保険法にも同様の規定を整備することとした。

また、現行の報告を求めることができる規定について、今般の見直しを踏まえ、趣旨を明確化するための規定の追加を行ったところ。

第 197 条第 1 項

「厚生労働大臣又は都道府県知事は、市町村に対し、保険給付の効果に関する評価のためその他必要があると認めるときは、その事業の実施の状況に関する報告を求めることができる。」

介護予防に係る見直しに伴い、国において効果的な介護予防サービスの開発、普及を行うことが必要となると同時に、地域支援事業に係る交付金の算定の上でも、介護予防の効果を計る指標の開発が不可欠である。

そのため、市町村における給付データの報告がより重要となり、第 197 条にもとづく報告依頼を行う事例は今後増えることが予想されることから、これらのケースを想定し、入念的に規定の追加を行った。

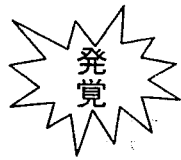
第 197 条の 2

「市町村長は、政令で定めるところにより、その事業の実施の状況を厚生労働大臣に報告しなければならない。」

老人保健法、国民健康保険法と同様の事業状況の報告義務規定を追加した。

[第 197 条第 1 項、第 197 条の 2]

改正後の指導、行政処分について



勸告要件
 ・基準違反
 ・人員基準
 ・設備基準
 ・運営基準

期限内に勧告に従わなかったとき

正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかったとき

命令に従わないとき

不利益処分をしようとする場合の手續
 ↓聴聞・弁明の機会の付与

◆指定取消し等の処分

◆指定の効力の全部または一部停止

命令は行政処分であり、弁明等の手續が必要であるが、違反事実が明確な場合には省略できると考えられる。
 ※行政手続法第13条第2項第3号参照

必ずしも公表する必要はない。

介護保険法
 (例 居宅サービス)

(改善勧告)
 第七十六の二条第一項
 基準を遵守するよう勧告

(公表)
 第七十六の二条第二項
 期限内に勧告に従わなかった場合の対応

(改善命令)
 第七十六の二条第三項
 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったときの対応

(公示)
 第七十六の二条第四項
 命令した場合の措置

(指定の取消し等)
 第七十七條第九項
 この法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき

事業者の指定に係る留意事項について

1 勧告・改善命令を実施するに当たって、期限を定めることとされているが、これはどのように定めるのか。

(答)

期限を定めるに当たっては、具体的な日にちをもって定めることし、期間については、改善すべき内容及び状況に応じ、各自治体において適切に判断されたい。

なお、勧告・改善命令を行った場合には、事業者に対して改善計画書を提出させることが考えられる。

2 勧告に事業者が従わない場合には、必ず公表しなければならないのか。

(答)

勧告の際に付した改善期限が経過したのちに速やかに改善命令・公示を行う場合や、改善期限が経過したが一定期間ののちに改善が図られることが想定される場合には、公表しないこととしても差し支えない。

3 業務改善勧告・改善命令を行うに際して、弁明の機会を付与すべきか。

(答)

改善命令を行う場合には、弁明の機会の付与を行う必要がある。ただし、遵守すべき内容が明らかであり、違反事実が客観的に確認される場合には、弁明の手続きを省略することも可能である。(行政手続法第13条第2項第3号参照)

4 指定の効力の停止を行った場合、事業者は業務を行えなくなるのか。

(答)

指定の効力の停止を受けた事業者は、介護保険の制度における指定の効力が停止されることとなることから、指定の効力が停止されているサービスについて、介護報酬の請求ができないこととなる。

なお、指定の効力の停止については、その一部について停止することも可能である。例えば、既存の利用者については引き続き報酬の支払いを継続しつつ、新規の利用者のみを停止する取扱いや、不適切なケアプランを作成しているケアマネのみに対する効力の停止など、指定取消が発効する間に行われる不正な介護報酬の請求を止める手段として活用することも可能である。

5 指定の取り消しを行う際に、従来の取扱いに加え、新たに留意すべき点は何か。

(答)

今般の介護保険法の改正により、悪質な事業者を排除し、適切な事業者によるサービス提供を確保する観点から、指定・指定の更新・指定の取り消しの要件として、「事業者及びその役員が同一のサービスにおいて過去5年間に指定の取り消しを受けていないこと」が位置付けられたところであり、指定の取り消しを行う際には、この点も留意の上、適切に運用されたい。

6 勧告・改善命令を行わなければ、指定の効力の停止・取消しを行うことはできないのか。

(答)

どのような場合にどういった処分を行うかは、事実関係を十分に把握した上で、事業者が指定の取消し又は効力の停止の要件に該当するに至った事由等を勘案し、指定権者たる各自治体において判断されるべきものである。

原則としては、行政指導、改善勧告及び改善命令を行ったのちに、なお改善がなされないような場合に、指定の効力の停止及び取消しといった手段をとるべきものとするが、例えば、著しく悪質な指定基準違反がある場合や、不正な手段によって指定を受けた場合などにおいては、勧告・改善命令及び指定の効力の停止を行うことなく、指定の取消を行うことも差し支えない。

7 指定の欠格事由に係る規定にあたる「不正又は著しく不当な行為」とはどのようなものか。

(平成18年2月ブロック会議Q&A「問14」P944再掲)

(答)

勧告、改善命令を過去に受けたことのみをもって、不正又は著しく不当な行為に必ずしも該当するものではないが、当該指定に係るサービス以外のサービスにおいて悪質な違反に基づいて取消しを受けていた場合や、改善命令に従わずに複数回に渡り指導等を受けているような場合などが該当すると考えられるが、いずれにせよ、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断されたい。

8 複数の事業所を営んでいる法人においては、指定取消を受けた指定居宅サービス事業所とは別の指定事業所で指定介護予防サービスを提供していた場合、指定取消をしなければならないのか。また、新たに別の事業所で指定を申請した場合はどうか。

(平成18年2月ブロック会議Q&A「問6」P943同旨)

(答)

指定取消を受けた事業所と同じ指定類型の全ての事業所の指定を取り消すことができることとなる。

(例：指定居宅サービス(指定訪問介護)の指定取消を受けた法人が、別の事業所で指定居宅サービス(指定通所介護)を営む場合など)。

また、指定取消を受けたものと別の指定種類の事業である場合（例：指定居宅サービス事業者の指定取消を受けた法人が、別の事業所で指定介護予防サービス事業を経営する場合など）は、直接的には指定取消の対象とはならないが、当該事業者の指定取消の原因となった事実について、別の指定種類の指定事業所においても「不正又は著しい不当な行為をした」と評価しうるようなケースについては、別の種類の指定である場合であっても、指定取消の対象とすることも可能である。

新たに別の事業所で指定を申請した場合の取扱いについても、基本的な考え方は同じである。

9 指定更新申請について、申請を受け付けた際に指定申請と同様に立入検査を行う必要があるのか。

（平成18年2月ブロック会議Q&A「問7」P943再掲）

（答）

更新制の導入は、指定事業者の基準の遵守状況等を定期的に確認するため、指定の効力に6年の有効期間を設けられたところである。更新申請時には、指定申請と同様に立入検査を行うことが原則であるが、更新時まで立入検査を行っていた場合等についてはこの限りではなく、各サービス及び事業者等の個別の事例に応じて適切に対応されたい。

10 指定の更新の申請に際し、事業開始における指定と同様の添付書類が必要か。

（答）

平成18年4月の改正法施行により、サービスの質の確保・向上を図るため、事業者の指定の更新制が導入されたところであるが、介護保険法施行規則において、指定の更新に必要な添付書類のうち、既に指定申請の際に提出している書類と内容に変更がない場合は、各自治体の判断により書類の提出を一部省略することができる扱いとしている。

なお、既に介護給付のサービス事業所の指定を受けている事業者が、現存の事業規模のまま介護予防サービス事業者の指定を受ける場合においても同様の扱いとしているところである。